主

原判決を取消す。

被控訴人は控訴人に対し、金七八万五、〇〇〇円およびこれに対する昭和三八年一月一日以降完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、第一、二審を通じ、参加に因り生じた部分は参加人の負担とし、その余の部分は全部被控訴人の負担とする。

事実

控訴人の代表者は、「主文第一項同旨並に訴訟費用は、第一、二審共被控訴人の 負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、「本件控訴を棄却する。控訴費 用は、控訴人の負担とする。」との判決を、また被控訴人の補助参加代理人は、 「本件控訴を棄却する。」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出、援用および認否は、控訴人の代表者に おいて、(一)被控訴人の補助参加人は訴外協和自動車有限会社と被控訴会社との 間に継続的な取引関係が存在し、将来における代金債権発生の基礎が存在したか 訴外会社の訴外株式会社福岡銀行に対する債権譲渡の目的債権は既に発生の可 能性を有し、将来の債権として譲渡の対象となり得る旨抗争しているが、いやしく も、将来において継続的発生期後の債権と目し得べき要件を具備するには、例えば、雇傭契約に基づく給料債権の如くある時期に発生した当該債権と他の時期に発 生した当該債権の間隔が短期間に一定の秩序を保持すべきもので、かつ、実験事例 上より観察して顕著性があり、しかも、一般通念として当該債権が絶え間なく発生 すべき要因かなければならないのに訴外会社と被控訴会社との間の構内運搬車の取 引は、昭和三七年五月および同年六月になされた本件取引以前には、その前年-月に僅か一回なされた事実が存するのみであるから、右当事者間においては、前記 に述べた継続的発生期後の債権が生じ得る要因は存在しないというに妨げない。 (二) 控訴人が訴外会社から本件代金債権の譲渡を受けたのは、訴外会社に対する 債権担保の目的にいずるものであるが、訴外福岡銀行において仮りに同一の代金債 権を事前に訴外会社から譲り受けたとしても、これも控訴人と同様、担保の目的に 権を事前に訴が去れから譲り受けたとしても、これも控訴人と向様、担保の目的にいずるものにほかならないところ、訴外銀行の訴外会社に対する被担保債権は、昭和三七年一〇月三日消滅したから、控訴人が本件代金債権の上に有する担保権は第一順位として存続する筋合である。したがつて、控訴人は、右担保権を実行する為債務者たる被控訴人に対し、譲受に係る本件売掛代金の支払を求める権利があるの は当然である。(三)被控訴人は訴外会社が控訴人に対して本件代金債権を譲渡し た後、譲渡人から、右債権譲渡の通知を受けながら、これにつき何等異議を申出た 事実がないから、民法四六八条一項の法意に照して右譲渡を承諾したものといつて もよいくらいである。と述べ証拠として、甲第六号証を提出し、当審証人A、同 B、同Cの各証言を授用し、被控訴代理人において、被控訴人か訴外会社から、同会社の控訴人に対する本件債権譲渡の通知を受けた際これに対し、異議を申出なかった事実は認めるが、被控訴人従来の主張に反する控訴人の主張事実は否認する。 と述べ、証拠として丙第一号証を利益に援用し、甲第六号証の成立を認め、補助参加人の訴訟代理人は参加人従来の主張に反する控訴人の主張事実は否認する。と述 べ、証拠として、丙第一号証を提出し、甲第六号証の成立を認めたほかは、原判決 事実摘示と同一であるから、これを引用する。

理由

訴外協和自動車有限会社が被控訴人に対し、控訴人主張の如く二回に亘り主張の約旨(但し、代金支払期日の点を除く)で構内運搬車を売渡したこと、控訴人主張日時に訴外会社が被控訴人に対する右代金債権を控訴人に譲渡した旨の通知が主張のとおり被控訴人に対してなされたことは当事者間に争のないところであり、成立に争のない甲第一号証並びに当審証人Aの証言によれば、訴外会社と控訴人間に右債権譲渡がなされたこと、右通知は、昭和三七年七月七日附の確定日附ある証書をもつてなされたこと、前記売買代金の支払期日については、控訴人主張どおりの約定が成立したことをそれぞれ肯認し得る。原審証人Dの証言中、右認定に反する部分は採用しない。

次に成立に争のない乙第一号証に当審証人Cの証言を綜合すると、訴外会社は訴外株式会社福岡銀行に対する金融上の債務(昭和三六年一二月末現在において一三〇万円ないし一五〇万円に達した)を担保する為、昭和三七年一月回銀行に対し、訴外会社が同年同月一日以降同年一二月三一日迄の間に発生し、被控訴人から支払を受けるべき納品代金、請負金その他の債権全部を譲渡し、被控訴人において同年一月八日附の確定日附ある証書をもつて右譲渡を承諾したことを肯認し得る。そこ

してみると、以上いずれの理由よりするも訴外株式会社福岡銀行は、右売買代金債権につき控訴人に対してその権利を主張し得る地位を有しないから、債務者たる被控訴人は、右債権の譲受人として既に適法に対抗要件を具備した控訴人を唯一の債権者として容認せざるを得ない筋合であり、したがつて、被控訴人に対して右代金計金七八方五、〇〇〇円及びこれに対する弁済期の翌日以降完済に至るまで年五分の割合による損害金の各支払を求める控訴人の本訴請求は理由があるからこれを認容すべきである。

ぶよって、これどその趣旨を異にする原判決は失当として取消を免れないから、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条九五条本文九四条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高次三吉 裁判官 木本楢雄 裁判官 松田富士也)